

## 平成29年第11回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 平成29年11月17日(金)  
開会 15時02分 閉会 16時32分
- 2 場 所 佐伯市教育委員会 教育委員会室
- 3 出席者の氏名  
教育長 土崎 谷夫 1番 河野 利道 2番 桑門 超(欠席)  
3番 米倉 ゆかり 4番 (欠員)
- 4 事務局  
教育部長 小野 正司 教育総務課長 吉村 岩雄  
学校教育課長 川野 剛 社会教育課長 長田 文春  
体育保健課長 阿部 俊二  
本日の書記 総括主幹 須山 禎宏 主査 清田 甲生
- 5 付議した議案 2件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0名

### 開 会

教育長 ただいまから平成29年第11回佐伯市教育委員会を開会します。

事務局 (出席委員の確認)

### 前回議事録の承認

教育長 前回の第10回教育委員会の議事録の承認を米倉委員お願いいたします。  
(議事録に署名)

### 教育長の報告

- ・ 11/3、11/4 蒲江翔南学園祭
- ・ 11/5 佐伯市表彰式(全38名、うち教育委員会5名)
- ・ 11/6 算数研究発表会
- ・ 11/10 小中一貫研究発表会
- ・ 11/11 ベースウォール寄贈式典
- ・ 11/8、11/15 フッ化物洗口にかかる歯科医師会、薬剤師会あいさつ
- ・ 11/28 12月議会開会日
- ・ 2学期学校訪問を継続中

### 議 案

## 【議 事】

### 議案第 40 号 平成 29 年度第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について

#### ・平成 29 年度一般会計補正予算（第 5 号）

- 教育長           それでは議事に入りたいと思います。議案第 40 号平成 29 年度第 5 回佐伯市議会定例会議案に対する教育委員会の意見について、平成 29 年度一般会計補正予算（第 5 号）の説明を関係各課からお願いします。
- 教総課長       別紙資料 1 の 18 ページをお開きください。小学校施設維持管理費ということで 529 万 6 千円を計上しています。施設を解体する際に事前にアスベストを調べなくてはならないということで、重岡小学校、木浦小学校、重岡教員住宅、西浦教員住宅の調査費用となります。併せて高木の剪定も計上し、合計で 529 万 6 千円となっております。続きまして、小学校廃校施設等解体事業として 72 万 6 千円計上していますが、これもアスベストの調査費用です。上入津小学校を解体するのにその予算が当初なく、解体後の測量の予算を先に使っていたため、盛り返しの要求となります。最後になりますが、中学校施設維持管理費ですが、この予算につきましては、佐伯城南中学校におきまして、車いすが利用できるようにトイレの改修、階段に昇降装置の設置の費用となります。
- 社教課長       歳入の 14 ページをお開きください。図書購入指定寄附金として 1,000 万円計上しております。平成 29 年 9 月 6 日に三浦造船所から 1,000 万円の寄附がありました。この寄附金で図書館の図書の充実を図る目的で平成 30 年度から平成 39 年度の 10 年間で図書の購入を行いたいと考えております。歳出の 20 ページをお開きください。地区公民館管理費の 177 万円ですが、これは電気代の不足分を補うための予算であります。次に社会教育施設解体事業ですが、こちらは平成 30 年度に解体予定の弥生地区公民館のアスベストの調査費用です。
- 体保課長       22 ページをお開きください。保健体育施設管理費の 353 万 4 千円ですが、これは米水津温水プールのチラーが故障して水温が低いということで、当初予算で要求するつもりでしたが、これから寒くなるということで 12 月に補正予算計上しました。次に総合運動公園一般管理費の備品購入費の 900 万円ですが、上城の防災広場の中に屋内練習場ができるようになっておりますが、その備品を購入することで予算計上しております。
- 教総課長       14 ページをご覧ください。教育振興指定寄附金としまして 5 億円計上しております。これは匿名で佐伯創生につながる人材育成と次代を担う佐伯市の子供たちの育成に役立ててほしいとのことで寄附がありました。これの利用方法につきましては、3 月に基金条例を作り、奨学金の返済助成、海外留学の補助等を考えております。

教育長           ご質問はありませんでしょうか。一般寄附金と指定寄附金はどう違うのですか。

教総課長       一般寄附金は使途が指定されておられません。指定寄附となりますとそのためにか使用することができません。

教育長           その他ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり承認いただけますか。

各委員           （全委員から「はい」との意見あり）

教育長           提案のとおり承認されました。

教育長           これから提案されるものは指定管理者の指定といたしますか、佐伯市の所有の財産ということで、本来、佐伯市が管理運営しなければならないものですが、市民の利用の利便性、管理運営に関するコスト縮減ということに照らして指定管理者に管理を委ねるといった手法がとられていますけれども、指定管理者の指定については、議決を経て市長が指定することになっておりますのでそれぞれを説明させていただきます。

#### ・佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定について

教育長           続きまして、佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定について社会教育課からお願いします。

社教課長       佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者の指定について、佐伯市立佐伯図書館及び佐伯市視聴覚センターを併せて管理する指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

＝議案の説明＝

教育長           関係条例につきましては、下に地方自治法第 244 条の 2 第 6 項といったものを含めて記載しております。前回の 10 月の定例教育委員会に指定管理者の候補者の選定について議案を第 36 号で上程し、皆さん方の委員の承認を得たところではありますが、指定については市長が行うもので議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならないということになっておりますので、今回上程して議会の議決を得るための手続きに入るということでもあります。議会承認があれば市長から正式に

指定管理者の指定がなされるといった流れになります。この点につきましてよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

河野委員 先月の教育委員会で指定管理者の候補者を選定しましたので、それを議会に提案してよろしいですかということですから内容的には同じようなことですね。

#### ・元猿集会所ほか 11 集会所の指定管理者の指定について

教育長 続きまして、元猿集会所ほか 11 集会所の指定管理者の指定について社会教育課からお願いします。

社教課長 元猿集会所ほか 11 集会所の指定管理者の指定について、元猿集会所ほか 11 集会所の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

＝議案を説明＝

教育長 ただ今の説明、12 か所ですけれども、先ほど河野委員から発言がありましたとおり、先の 10 月度の定例教育委員会で、これを相当として指定管理者候補者として選定することについてのご承認をいただいておりますが、指定に向けて議会に提案し、同意を得るための事情になりますがよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

#### ・佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 15 分館の指定管理者の指定について

教育長 続きまして、佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 15 分館の指定管理者の指定について社会教育課からお願いします。

社教課長 佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 15 分館の指定管理者の指定について、佐伯市弥生地区公民館床木分館ほか 15 分館の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

＝議案を説明＝

教育長 これも 10 月度の定例教育委員会の中で指定管理者の候補者とすることが適当であるということで選定されたものを議案として提出するものですのでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

#### ・佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について

教育長 佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について社会教育課からお願いします。

社教課長 佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者の指定について、佐伯市蒲江海の資料館の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

＝議案を説明＝

教育長 これも同様に 10 月度の定例教育委員会で候補者として適当であると了承をいただいております、その事情をもって議案提出することについては問題ないと考えてよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

#### ・佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定について

教育長 佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定について社会教育課からお願いします。

社教課長 佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者の指定について、佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

＝議案を説明＝

教育長 これも同様に先の 10 月度の定例教育委員会の中で答申に基づき、候補者とすることを承認いただいておりますが議案提出についてよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

## ・佐伯市総合運動公園の指定管理者の指定について

- 教育長 続きます、佐伯市総合運動公園の指定管理者の指定について体育保健課からお願いします。
- 体保課長 佐伯市総合運動公園の指定管理者の指定について、佐伯市総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項及び佐伯市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
＝議案を説明＝
- 教育長 これも同様でございます。10月度の定例教育委員会で指定管理者としての候補者選定については適当であることを承認いただいておりますので議会提出についてもよろしいでしょうか。
- 各委員 (全委員から「はい」との意見あり)
- 教育長 指定管理者というのは5年間という期間がありますので、また5年後に指定替えといったものの時期が来ますけれども、指定管理者制度、さらには佐伯市教育委員会が選定委員会を開催し、指定管理候補者を選定する手続きを踏まなければなりません。そしてそれにより指定をするのは市長であって教育委員会ではありません。指定については議会の議決を必要とするという手続きになっていることについてのご理解はよろしいでしょうか。
- 教育長 事務局については、議案上程の事務処理を滞りなく進めるようによろしくお願いいたします。

## ・佐伯市グラウンド等条例の一部改正について

- 教育長 続きます、佐伯市グラウンド等条例の一部改正について体育保健課からお願いします。
- 体保課長 佐伯市グラウンド等条例の一部改正について、佐伯市グラウンド等条例の一部を改正する条例を次のように定める。9ページをご覧ください。佐伯市最勝海グラウンドの利用時間を午前8時から午後5時までに変更し、10ページの照明施設については削除しています。理由としては合併後、ナイター利用がないということと、学校を取り壊したことによってナイター設備がグラウンドの真ん中になってしまっており、地区から危険であるため取り壊して管理してもらいたいとの要望

がありました。それに基づいて夜間照明を廃止し、次に予算要求して解体を行いたいと考えております。

教育長 最勝海グラウンドの中にあつた照明施設の状況が大きく変わりました、現在利用している状況がなく、地区から邪魔になるので撤去してほしいとの強い要望があるということを踏まえての改正であります。照明をなくすということは、照明を使った利用時間は意味をなさなくなりますので午後 10 時を他の施設と同じように午後 5 時ということで時間設定を変更することが当然生じることであります。そして照明を使わないということですから、照明施設を使う時に使用料として加算される根拠がなくなりますので照明施設加算額というものも意味をなさないののでその部分を削るという内容のものです。

教育長 ただ今の提案についてご質問等はありませんか。

各委員 (全委員から「はい」との意見あり)

教育長 提案のとおり承認されました。

#### ・損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

教育長 続きまして、損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について体育保健課からお願いします。

体保課長 損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めらる。

＝議案を説明＝

教育長 地方自治法第 179 条を資料として記載していますが、本来、和解をしたり損害賠償請求に応じて相当の賠償責任を認め、賠償金を払うといった行為は市長の専決のものではなく、通常は議会で審議をして承認をいただくものですが、議を開くことができない、議を招集する時間的な暇がないといった場合には、事件を早めに解決することが本市の行政上必要であり有利に働くと判断した場合にはこれを市長が専決し、議会の承認を受ける前に決裁をして行政行為としてそれを事実上行うことができることとなっています。ただし、その場合であっても市長は議会にこの事を報告して承認を求めなければならないということも規定されています。今回議会に報告し承認を求めらるということで市長から提案されるものであります。

教育長           ご意見、ご質問はありませんか。なければ、提案のとおり選定することで承認いただけますか。

各委員           （全委員から「はい」との意見あり）

教育長           それでは第5回佐伯市議会に提出される議案で教育委員会の事前承認を必要とするものについては承認ということといたします。

#### 議案第41号 校区外就学について

教育長           それでは、議案第41号校区外就学について、学校教育課からお願いします。

学教課長       校区外就学について、通学校の変更について、佐伯市立学校通学区域設定規則第5条の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものであります。提案理由は、別紙のとおり児童の保護者から校区外就学の申請書が提出されたためであります。通学区域の調整につきましては、通学区域設定規則の中に佐伯市教育委員会は、特に必要がある場合は、就学を調整し、又は通学校の変更を命じることができるとなっておりますので、それに基づいての審議のお願いであります。

＝資料を説明＝

教育長           追加資料として佐伯市立学校通学区域設定規則をお配りしていますが、子供たちは保護者が居住するその区域内の学校に通学させなければならないという大原則が第3条に規定されています。佐伯市内の小中学校の通学区域はどうなっているのかということは別表第1や別表第2に定められております。ただし、通学区域の変更や調整もできないことはないということで第4条、第5条に規定があります。第4条の場合は、保護者が引っ越ししたりすると通学区域にも変更が生じるんですけれども、学期途中の変更というのはその子供の学校生活や学びの継続に不都合な面が実際ありますので、そうした時の区域外の就学を認めています。第5条では、特に必要があるとされた場合には、就学する学校を調整したり通学する学校を変更することができるということにも原則を持ちながらなっているということがわかると思います。ただ、こういう場合にすべて教育委員会の議決を待つということとしますと実際の許可の事務が滞ってしまいますので多くの場合は、教育委員会で審議をしないで事務局で教育長までの決裁で特別な事情があると認めて学校の変更を行っているところであります。どのようなものを教育委員会で審議しないでそのようにしているかということで資料の別表に①から⑩まで記載されています。ここにあるものは事務局で審査、許認可をしているという事情があります。本日提案した2つの案件につきましては、11項目に当たらないということで審議をお願いしたいと思います。

＝資料について審議＝



教育長            それでは、第41号につきましては、ご承認ということでよろしいでしょうか。

各委員            (全委員から「はい」との意見あり)

教育長            提案のとおり承認されました。

教育長            以上で予定した議事を終了します。ありがとうございました。

報告事項等

(1) 次回教育委員会までの主要行事について

教育長            以上報告事項、その他に報告事項等ありませんか。

(確認：特になし)

特にないようですので、以上で本日の第11回佐伯市教育委員会を終了します。

終了16時32分